

平成 29 年度第 1 回高知県児童福祉審議会

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 15 日（金）18:00～19:30
- 2 場 所 高知県立県民文化ホール第 6 多目的室
- 3 参加者 委 員 川崎委員長、小田切副委員長、武内委員、中嶋委員
岡谷委員、野村委員、吉田委員、谷本委員、山崎委員
- 事務局 地域福祉部 門田部長
地域福祉部 竹崎副部長
- 幹事 児童家庭課 山本課長
障害保健福祉課 梅森課長
中央児童相談所 福留所長
幼保支援課 溝渕課長
- 書記 児童家庭課 上杉課長補佐

4 報告事項

- (1) 児童福祉にかかる平成 29 年度上半期の取組状況について
- (2) 児童相談所の取組状況について
- (3) 平成 28 年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

各審議事項及び報告事項について、事務局から説明した後質疑応答を行った。

[質疑応答要旨]

1 報告事項

- (1) 児童福祉にかかる平成 29 年度上半期の取組状況について

(委員)

保健師の見立てにより、どの程度の福祉サービスを受けることを認めることができるのか。

また、療育福祉センターで発達障害の初診を受けるのに、去年は 1 年待ち、今年も 2 年待ちとも聞いているが、その情報は正しいのか。

(事務局)

1 歳 6 ヶ月健診や 3 歳児健診の結果、フォローや医療機関への受診を必要とする児童については、保健師による見立てを行い、意見書を作成し、市町村の認定のもと、診察前に児童発達支援センターや児童発達事

業所のサービス、保育所での支援等、様々な福祉サービスを複合的に受けてもらうとともに、保護者の不安も和らげながら、しかるべき時に診断を受けてもらうことを考えている。

療育福祉センターの診察については、現時点での状況は不明であるが、約1年待ちとなっている。なお、できるだけ地域のかかりつけ医が診察できるよう医師への研修や専門職員の専門性の向上に向けた研修、事業所の増加に向けた取組みを行っていく。

(委員)

児童精神科医が少ないため、専門的な診断を受けることが難しく、投薬も保健師ではできない。

新薬が開発されていることを耳にしており、新薬に切り替えたい場合も、児童精神科医に診てもらわないといけないが、今後新薬への切り替えを希望する方が増加することが想定されるため、例えば小児科医が判断して投薬できるといった方向も模索しても良いと思う。

(事務局)

現在、多くの小児科医が高知ギルバーク発達神経精神医学センターの研究員になっていただいている。高知ギルバーク発達神経精神医学センターの研修を通じて、できるだけ地域の身近なかかりつけ医が対応できるようにしていきたい。

(委員)

高知版ネウボラについて、子育てをしている保護者に寄り添いながら、一緒に子育てをしていくというイメージを持っているが、それを実施していくためには専門的な知識と寄り添う気持ちを持つ人材が必要と思うが、現在人材育成の段階なのか。

また、今後ネウボラの活動をどのように高知県の現状に反映させていくのか。

(事務局)

フィンランドのように、1人の専門性の高い保健師が産まれてから小中学校になるまで支援を継続することが難しいことから、子育て世代包括支援センターを基点にしながら、子育て支援センターや多機能型保育所、あつたかふれあいセンター等と連携して、ネウボラ的な機能を担っていく取組みを進めていく。

今後の課題としては、しっかりとリスクの高いケースを発見し、つないでいくといった仕組みづくりが求められている。

(委員)

保護者としての役割を担えるくらいに育っていない保護者が多くいる。そういった高知版ネウボラで手が届かない保護者への手厚い支援を実現するためにも、フィンランドに近い支援体制の構築を目指してもらいたい。

(事務局)

高知版ネウボラでは、母子保健分野に加えて、親子で通所する場である地域子育て支援センター等で子どもだけではなく、保護者に対してもしっかりと支援していく。

(委員)

伴走型の支援を必要とする保護者がいることも踏まえて、寄り添って支援してくれる人材育成も行う必要がある。

(副委員長)

子ども食堂が県下全域に広がっていることはいいことだと思う。

その一方で、最近子ども食堂ではないが、他県事例の報道もあったが、気になるのは食中毒（O-157）であり、そのリスクが全くないわけではない。

高知家の子ども食堂運営の手引きへの記載や専門である福祉保健所による事前の予防対策や発生時の対応についても並行して取り組んでいく必要があるのではないかと。

(事務局)

現在、食品衛生課で岡山県の「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針」を参考にして、高知県版の指針を作成中である。また、高知市についても、独自の指針づくりを進めているところであり、すり合わせもしている。

県に登録している子ども食堂については、営業許可、調理師免許等有資格者の配置や県福祉保健所の食品衛生責任者講習会の受講について確認もしている。

指針ができあがれば、高知家の子ども食堂運営の手引きにもその内容

を記載してしっかりと説明をしていく。

(副委員長)

専門である福祉保健所と連携しながら、しっかり並行して取り組んでいただきたい。

(2) 児童相談所の取組状況について

質疑応答なし

(3) 平成 28 年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

(委員)

高知県児童養護施設協議会として、被措置児童等虐待事案が発生したことは残念である。

昨年度より、全職員を対象とした児童の権利擁護や権利侵害についての研修を実施しており、今後は二度とこのような事案が発生しないよう力を尽くしたい。